

別居、離婚後の親子関係断絶の防止及び面会交流支援等に関する法整備を求める意見書

我が国では、離婚後の親権について、単独親権制度を採用している。そのため、別居、離婚に際し、配偶者の一方が同意なく子どもを連れ去り、監護を始めることで、もう一方の配偶者の面会が妨げられる等、親子関係が断絶する事例が増加しており、社会問題となっている。

それは我が国の司法が、監護の継続性を重視する判断を示していることに起因する問題であり、一方的な子どもの連れ去り、親子の引き離しは、子どもの成長に悪影響をもたらすと共に、誘拐や児童虐待とも捉えられる深刻な問題である。

子どもの健やかな成長には、どちらの親からも愛され、大切にされていることを実感し、安心感を得られる環境が必要不可欠であり、親の一方的な事情により、子どもの権利・利益、またその環境が失われることは許されない。

国際条約である、児童の権利条約第9条では子どもの権利として、親と自由に会える権利及び引き離されない権利を国は尊重しなければならないと定められている他、第18条では締約国は児童の養育及び発達について、父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払うと定められている。我が国も、本条約の批准国であり、条約に規定されている権利を尊重し、義務を履行する責任がある。

現在、法務省の法制審議会において、家族法の見直しが行われており、令和5年8月29日開催の法制審議会家族法制部会において、共同親権の導入が提案されたが、現在もこの問題に苦しみ、明日に希望を見いだせない親や子どもが多くいることから、迅速な対応が求められている。

よって、国に対し、別居、離婚後の親子関係断絶の防止及び面会交流支援等に関する法整備により、下記の事項を実現するよう要望する。

記

1 子どもの連れ去り禁止

児童虐待等の特別な事情がある場合を除き、同意なく子どもを連れ去った場合には、子どもを速やかに元の場所に戻し、子どもの養育について話し合うこと。また、子どもを速やかに元の場所に戻すことに応じない場合には、連れ去られた側の親に

暫定監護権を付与すること

2 共同養育・面会交流の拡充

児童虐待防止の観点からも、親子が離れて暮らしている場合には、面会交流の権利性を明確化し、離れて暮らす親が頻繁かつ継続的に子どもに会えるよう面会交流支援を行政機関が行うこと

3 フレンドリーペアレントルール（友好親優先則）の導入

親権・監護権決定の際には、どちらの親がより相手方に友好的であるのかを比較するフレンドリーペアレントルール（友好親優先則）を導入し、子どもの権利・利益を優先すること

4 共同養育計画の制度化

子どもと離れて暮らす親に面会・養育を義務化するとともに、養育費の取り決めを明記した共同養育計画の作成を離婚時の義務とすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

東海市議会議長 加藤 菊 信